

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第1章】

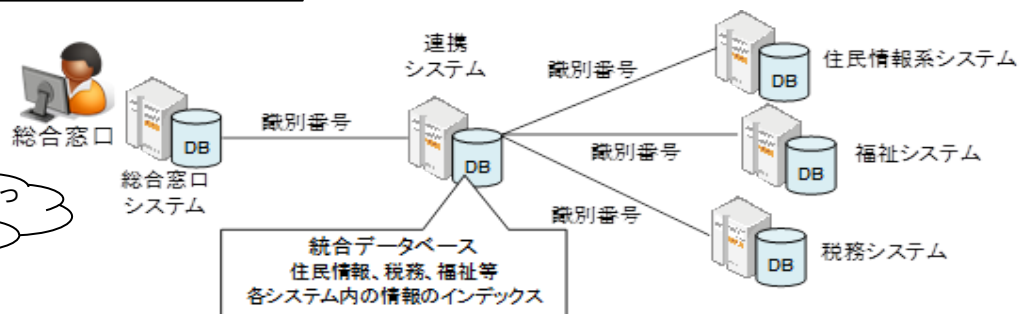
第1章 地方公共団体における番号制度の活用について

- 番号制度の導入により、次のような先進的な取組が、他の地方公共団体でも容易に取組が可能に。

住民情報を庁内横断的に共有している団体

- 総合窓口サービスの取組(福岡県粕屋町)
- 福祉保健総合相談室(神奈川県藤沢市)

福岡県粕屋町の事例



住民情報を時系列で共有している団体

- Web健康手帳(岩手県遠野市)
- 生活習慣病予防(滋賀県長浜市)

医療情報の保護と利活用については、別途検討が必要

住民情報を地理空間的に共有している団体

- 被災者台帳(兵庫県西宮市)
- 統合型GIS(千葉県浦安市)



- 番号制度の導入により、これらの事例は次のようにさらなる発展が可能に。

個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

(再転入者等の継続的な状況把握、より効率的な名寄せ、他市町村の住民への展開等)

地方公共団体は、番号法別表第一の事務と番号法第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号の利用が可能に。

他団体等との情報連携によるサービスの向上

(単独事業を含めたさらなる添付書類の削減、さらなる手続ワンストップ、調査の効率化等)

地方公共団体は、番号法別表第二の事務、もしくは特定個人情報保護委員会規則に制定されたものについて、他団体との情報連携が可能に。

個人番号カードを活用したより確実な本人確認

(より正確かつ円滑な本人確認、電子申請の利用増加、個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上等)

プッシュ型のお知らせ(マイ・ポータルとの連携)

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章】

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

← 番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム（第1節）

(ポイント)

① 個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

個人番号の通知 *
個人番号変更への対応

② 個人番号カードの交付 *

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

(改修時期)

平成26・27年度

各地方公共団体において
来年度当初予算計上が不可欠

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

地方税システム（第2節）

(ポイント)

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による
検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

⑤ 個人情報保護(地方税法上の守秘義務との関係)

(改修時期)

平成26・27年度

各地方公共団体における
改修の程度にかんがみ、
必要に応じて、来年度当初
予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム（第3節）

(ポイント)

国が一括で開発し、管理する。

(設置時期)

平成27年度以降

中間サーバー（第3節）

(ポイント)

① 情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存システム接続 *

⑤ インターフェイスシステム接続

⑥ 情報提供等記録管理

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

(ハードウェア導入時期)
平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

* 既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

団体内統合宛名システム等(第4節)

(ポイント)

① 宛名番号付番機能

② 宛名情報等管理機能

③ 中間サーバー連携機能

④ 既存システム連携機能

(改修時期)

平成26・27年度

各地方公共団体における
改修の程度にかんがみ、
必要に応じて、来年度当初
予算に計上することが必要

その他の業務システム（第5節）

(その他の改修が必要となるシステム)

- 住民向けの社会保障関係システム
- 職員向けの人事・給与システム等

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第3章】

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策

番号法の概要（第1節）

（ポイント）

- ①定義
- ②地方公共団体の責務
- ③個人番号の付番
- ④利用範囲
番号法第9条に規定される利用範囲
- ⑤委託
再委託に関し当初の委託元の許諾
- ⑥安全管理
- ⑦情報の共有・活用
- ⑧本人確認
- ⑨個人番号カード

⑩特定個人情報の提供、収集、保管の制限
番号法第19条の規定に基づく特定個人情報の提供ができる場合の限定列挙

⑪情報提供ネットワークシステムに関する事項
情報提供の求め又は情報提供があった際の記録の保存

⑫特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行う

⑬行政機関個人情報保護法等における特例
適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえ必要な措置

番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方（第2節）

（ポイント）

1 番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

① 特定個人情報

個人番号と紐付かない個人情報は、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」。個人番号と紐付く個人情報は、番号法の対象である「特定個人情報」

② 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルが「特定個人情報ファイル」

③ 利用範囲

- ・ 個人番号利用事務は番号法第9条第1項及び別表第一に規定
- ・ 番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号の利用が可能

④ 情報提供の制限

- ・ 番号法第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列挙し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている

⑤ 目的外利用

- ・ 目的外利用が許容される例外事由を限定

⑥ 特定個人情報保護委員会による監視、監督

- ・ 特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等による、特定個人情報の適正な取扱いを担保

2 個人情報保護法制との関係

- ・ 現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じる

地方公共団体に求められる取組（第3節）

（ポイント）

① 制度的措置

- ・ 番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある（目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止）
- ・ 一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある
- ・ 個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる（庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独自利用）

② 技術的措置

- ・ システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行う必要がある
- ・ 中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある

③ 体制整備

- ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある
- ・ 番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある
- ・ その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる